プラン重点施策の実施状況

参考資料

	No	施策名	施策概要	令和７年度の取組（実績）	令和８年度の取組（計画）
重点施策１　発生抑制の推進	①－１	市民・事業者への具体的行動の提示・実践	循環型社会に向けて、事業者の皆様に実践いただきたい取組をまとめた、ごみ減量・資源循環のための指針に加えて、市民の皆様に求められる発生抑制や再生可能資源を原料とした商品の選択等の具体的な行動についてもとりまとめ、提示していきます。 これらを地域学習会や事業者報告書制度を通じて周知し、市民や事業者への浸透を図るとともに、各種認定・表彰制度等との連携を通じて、取組意欲の向上、主体的な取組の促進を図ります。	・ホームページでの公表に加え、対象事業者への冊子送付や説明会の開催により周知を実施	・各事業所の廃棄物管理者向け研修会等を通じた指針の周知
				（令和8年度新規）	・市民を対象とした資源循環型ライフスタイルへの転換に向けた指針を策定し、市民に求められる具体的な行動を提示
				・地域学習会「しまつのこころ」楽考の実施（H29～） 【実施回数】R6：242回　→　R7：260回 ・事業者報告書制度を通じて指針の取組状況が把握できるよう、報告書様式の見直し等を実施	・幅広い世代を対象とした地域学習会の実施 ・事業者報告書制度の集計及び集計結果の概況の公表等を通じた、事業者の主体的なごみ減量・資源循環の取組促進
				・2R及び分別・リサイクル活動優良事業所認定 （H24～（H29名称変更）） 【認定件数】R6：86件　→　R7：91件	・2R及び分別・リサイクル活動優良事業所認定
				・２Ｒ及び分別・リサイクル活動優良賞（R5～） 【表彰件数】R6：12件　→　R7：16件(累計R5～)	・優良事例の発掘・発信を通じた事業者の取組意欲の向上及び取組の周知
	①－２	次世代へのしまつのこころの継承	将来の京都を担う次世代に、京都で長年培われてきた「もったいない」や「しまつのこころ」などの精神を引き継ぐため、「さすてな京都」や「京エコロジーセンター」での環境学習や、学校への出前授業を通じて、循環型社会に向けて求められる発生抑制等の具体的な行動を周知啓発していきます。	・さすてな京都における環境学習 【来館者数】R6：61,108人　→　R7：50,685人 ※令和8年1月14日に南部クリーンセンター選別資源化施設で発生した火災の影響により、令和8年1月15日から同年4月1日まで臨時休館。	・さすてな京都における環境学習
				・京エコロジーセンターにおける環境学習 【来館者数】R6：81,680人　→　R7：79,580人	・京エコロジーセンターにおける環境学習の実施
				・京都市内の大学において、「京都市のごみ減量・リサイクルの取組」について、講座を年４回実施。	・京都市内の大学において、「京都市のごみ減量・リサイクルの取組」について、講座を実施
				・地域学習会「しまつのこころ楽考」を小・中学校等においても実施	・幅広い世代を対象とした地域学習会の実施
				・環境副読本を活用した小・中学校での環境学習 【副読本の配布数】R6:37,000部　→　R7：37,000部	・環境副読本を活用した小・中学校での環境学習 【副読本の配布数】37,000部
				・環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」の実施（H20～） 【参加者数（実施回数）】 R6：617人（35回）　→　R7：812人（46回）	・環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」の実施

	No	施策名	施策概要	令和７年度の取組（実績）	令和８年度の取組（計画）
	①－３	「しまつのこころ条例」の点検	「しまつのこころ条例」に規定している市民・事業者の取組内容や事業者報告書制度など、また、家庭ごみの有料指定袋制について、ごみの排出状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて点検していきます。	・事業者報告書制度を通じて指針の取組状況が把握できるよう、報告書様式の見直し等を実施	・事業者報告書制度の集計及び集計結果の概況の公表等を通じた、事業者の主体的なごみ減量・資源循環の取組促進
				（令和8年度新規）	・ごみ量や分別状況に応じて、制度の点検を検討
重点施策２　資源循環の強化	②－１	資源物回収拠点の拡充	資源物回収拠点の拡充に向けて、行政による回収拠点は、大規模拠点と小規模拠点の2種に分け、資源物の排出量やサイズに応じた回収品目や配置を検討します。 大規模な拠点については、上京リサイクルステーションのように利用しやすい回収拠点（多品目回収、土日利用可、車搬入可等）の複数配置、また、リユースやリペアなど親和性のある併設機能を検討し、市民が排出しやすい回収体制を拡充させます。 小規模拠点については、特定の品目（リチウムイオン電池内蔵製品等）を回収対象とし、市民の日常生活の動線上（商業施設・公共施設等）へ配置を進めます。	・まち美化事務所の回収品目に「陶磁器製の食器」及び「小型金属類・スプレー缶」を追加	・移動式拠点回収において、回収品目に「小型金属類・スプレー缶」を追加 ・山科、西京まち美化事務所の土日開放を開始 ・大型の資源物の回収や、「リユース品の引取・提供」機能の効果や課題を把握するため、実証事業を実施
				・イオン京都洛南ショッピングセンターにおいて、リチウムイオン電池内蔵製品に特化した回収を開始	・泉涌寺消防出張所において、充電式電池及びリチウムイオン電池内蔵製品に特化した回収を開始 ・イオンスタイル京都五条において、リチウムイオン電池内蔵製品に特化した回収を開始 ・土日祝及び夜間の時間帯まで回収可能な拠点として、図書館及びいきいき市民活動センターに資源物回収拠点を新設
	②－２	リユースの促進	まだ利用できるにもかかわらず、引っ越しや家財整理、片付けなどで廃棄されるごみを減らすため、また、家庭に退蔵されている使用済みの大型家具や家電等が、大規模災害発生時に大量の災害廃棄物として排出されるおそれがあるため、民間事業者（リユース仲介事業者等）とも積極的に連携しながら、リユースの拠点となる施設を設置するなど、リユースを促進していきます。	（令和8年度新規）	・大規模な拠点での「リユース品の引取・提供」機能の効果や課題を把握するため、実証事業を実施
	②－３	市ごみ処理施設へのストックヤードの確保	本市のごみ処理施設で大型ごみや持込ごみなどを受け入れた後に、現在の金属回収だけでなく、幅広く資源をリユース・リサイクルできるよう、クリーンセンターの敷地にストックヤードを整備することを検討します。	（令和8年度新規）	・クリーンセンターにおける大型資源物の回収の効果及び課題を把握するため、実証事業を実施する。 【回収品目】羽毛布団、プラスチック製衣装ケース
	②－４	店頭回収等の促進	市民が日常の買い物行動の中で資源物を排出することができる店頭回収は、質の高い資源循環を進めていくうえでも重要な役割を担っているため、「しまつのこころ条例」に基づき、幅広い業種の小売店における資源物等の店頭回収の実施を促進します。	・店頭での資源物回収を新たに実施する小売事業者に対し、回収容器の購入等、必要経費の一部を助成（R6～） 【交付件数】R6：10件 → R7：13件（R6からの累計）	・ドラッグストア等の小売事業者における店頭回収の実施の促進

	No	施策名	施策概要	令和７年度の取組（実績）	令和８年度の取組（計画）
重点施策２　資源循環の強化	②－５	分別方法の周知啓発や指導の徹底	分別方法の定期的な周知啓発や不適正排出者に対する指導等を通じて、市民・事業者の分別・リサイクルを徹底します。特に、本市へ転入されてきた方（大学生や外国人等）に対し、マンション管理者や大学とも連携した効果的で分かりやすい周知啓発を行うとともに、アプリやAIを活用した分別案内など、情報サービスの充実等に取り組みます。	・市チラシ・HP・アプリ、市民しんぶん等での分別の周知啓発 【新・正しい資源物とごみの分け方・出し方　発行部数】 R6：42,600部　→　R7：27,900部 （日本語、英語、中国語、韓国語）	・市チラシ・HP・アプリ、市民しんぶん等での分別の周知啓発 【新・正しい資源物とごみの分け方・出し方】外国語版の改訂
				・ごみ分別案内アプリ「さんあ～る」の配信（R4～） 【ダウンロード数】R6：19,391件　→　R7：26,949件	・ごみ分別案内アプリ「さんあ～る」の配信（R4～） アプリ内に「資源物とごみの分け方・出し方」の多言語版を掲載
				・搬入物検査の実施・事業所等への立入指導等 【検査実施回数】R6：139回　→　R7：147回 【立入指導】R6：745件　→　R7：738件	・搬入物検査の実施・事業所等への立入指導等 【検査実施回数】R8：144回(予定)
				・無許可の不用品回収業者の使用を抑止する啓発を大学生や市民向けに実施	・無許可の不用品回収業者の使用を抑止する啓発を大学生や市民向けに実施
				・廃棄物管理責任者への指導・啓発、廃棄物管理責任者研修会等の開催 【参加者数】R6：43事業所、49名　→　R7：387事業所、402名（計２回実施、オンライン参加を含む合計）	・廃棄物管理責任者への指導・啓発、廃棄物管理責任者研修会等の開催 【参加者数】R8:68事業所、73名
				・市チラシ・HP・アプリ、市民しんぶん等での分別の周知啓発 【新・正しい資源物とごみの分け方・出し方　発行部数】 R6：42,600部　→　R7：27,900部 （日本語、英語、中国語、韓国語）	・市チラシ・HP・アプリ、市民しんぶん等での分別の周知啓発 【新・正しい資源物とごみの分け方・出し方】外国語版の改訂
	②－６	地域・事業所の自主的な分別・リサイクルの取組支援	地域の住民の皆様に資源物を集団回収していただくコミュニティ回収について、引き続き、助成等を通じた支援を行います。マンション（業者収集）や事業所についても、雑がみなどの資源物が地域として利便性高く効率的に回収されるよう、回収業者等とも連携した取組を推進します。	・コミュニティ回収実施団体への助成（H16～） 【助成団体数】R6：2,745団体　→　R7：2,727団体	・地域のコミュニティ回収団体へ、引き続き助成等を通じた支援を実施 ・古紙回収事業者等とも連携し、古紙回収の利便性を高める取組を推進
				・業者収集マンション等管理者への指導・啓発、共同住宅等分別周知等届出制度の運用等 【累計届出数】R6：6,941件　→　R7：7,085件	・業者収集マンション等管理者への指導・啓発、共同住宅等分別周知等届出制度の運用等
	②－７	再生資源（リサイクルされた資源）の活用促進	市民や事業者の皆様に、堆肥、再生プラチック、再生紙などの再生資源（リサイクルされた資源）を活用した製品等を優先的に選択して使用いただけるよう、リサイクル業者や製造業者とも連携し、再生資源の活用を促進します。	（令和8年度新規）	・市民を対象とした資源循環型ライフスタイルへの転換に向けた指針を策定し、再生資源の活用について、普及啓発を行う。
				・使用済小型家電から回収した「金」を市内の取組に活用 【活用実績】京都マラソンの優勝メダル	・使用済小型家電から回収した「金」を市内の取組に活用

	No	施策名	施策概要	令和７年度の取組（実績）	令和８年度の取組（計画）
	②－８	より質の高い資源循環に向けた取組の提案・情報発信	より質の高い資源循環を促進するため、リユース・リサイクルだけでなく、製品の適切な長期利用につながるシェアリングやリペア、資源の有効利用や新たな価値の創出につながるアップサイクルなどの取組が広がるよう、市民や事業者へ積極的に提案・情報発信していきます。	（令和8年度新規）	・京都市内でアップサイクルやリペアに取り組まれる団体等と連携し、創造性やデザイン性をもつ先進的な事例を市役所本庁舎の地下通路において、背景・ストーリーとともに紹介し、市民の皆様に魅力を実感していただく機会を創出
				（令和8年度新規）	・大学生主体の団体と連携し、古着を活用したアップサイクル作品制作、展示
				・企業等に対する勉強会（6回）、交流会（1回）を実施 ・実践事例等の情報発信（記事14本）	・企業等に対する勉強会（7回）、交流会（1回）を実施 ・事業化支援プログラム（2社対象） ・市民向けイベント（1回）の実施
重点施策３　生ごみ（食品廃棄物）対策	③－１	食品ロスの削減 －フードテックサービスの利用促進	AIやIoTなどのデジタル技術等で食分野の課題解決を図るフードテックサービスを展開する事業者と連携し、飲食店や食品小売店等のフードテックサービスの利用拡大を図るとともに、市民へも周知し、食品ロス削減に向けた事業者・市民の行動変容を促します。	・フードテックアプリ「TABETE」の登録店舗の拡大 【連携協定前後の登録店舗数】R7.7:36件 → R8.3：48件	・フードテックアプリ「TABETE」の登録店舗の拡大
				・フードテックアプリ「TABETE」を、シティリビングおよびリビング京都への記事掲載等を通じて情報発信	・フードテックアプリ「TABETE」を本市啓発物を活用して情報発信
		食品ロスの削減 －フードバンク活動の支援・フードドライブの実施	フードバンク団体が実施する食品ロス削減に資する取組に対し、助成を行うことにより、フードバンク活動を支援します。 また、市役所へのフードドライブの常設窓口の設置など、公共施設等でのフードドライブの実施をはじめ、市民や市内で働く方が食品を寄付しやすい環境づくりを事業者と連携して進め、福祉分野とも連携しながら、様々な事情で食品を必要とする方々への支援につなげていきます。	・フードバンク団体への助成（H29～） 【助成件数】R6：3件 → R7：3件	・フードバンク団体への助成（H29～）
				・環境月間（6月）、食品ロス削減月間（10月）におけるフードドライブの実施及びフードバンク団体への食品の寄付（H30～） 【寄付重量】 R6：393kg（10月のみ実施） → R7：1,495kg	・環境月間（6月）、食品ロス削減月間（10月）におけるフードドライブの実施及びフードバンク団体への食品の寄付（H30～）
		食品ロスの削減 －市民・事業者と連携した取組の推進・支援	これまでから推進している以下の取組等を市民・事業者と連携して更に推進します。 ・ 食べ残しゼロ推進店舗認定制度、事業者報告書制度、２R及び分別・リサイクル活動優良賞受賞事業所における食品ロス削減の優良事例を、飲食店や宿泊施設、食品小売店等の食品・観光関連事業者と積極的に情報共有し、導入を支援 ・ 商慣習の見直し「販売期限の延長」（賞味・消費期限より前に販売をやめて廃棄される食品を減らす取組）を食品スーパーだけでなく、他の食品小売事業者にも促進・拡大	・食べ残しゼロ推進店舗の普及拡大（H26～） 【登録店舗数】R6：1,736店舗 → R7：1,693店舗	・食べ残しゼロ推進店舗の普及拡大（H26～）
				・食べ残しゼロ推進店舗の優良事例の紹介（市のHP・チラシ・メールマガジン、民間HP等）	・食べ残しゼロ推進店舗の優良事例の紹介（市のHP・チラシ・メールマガジン、民間HP等）
				・民間事業者等と連携した食品ロス削減（商品の共同開発、取組の情報発信等）（R2～）	・民間事業者等と連携した食品ロス削減（取組の情報発信等）（R2～）
				・「食べ物の「もったいない！」を探せ！～京都市フードロスチャレンジ」の開設 及び 食品スーパー等を通じた消費者向けの情報発信（R4～） 【アクセス数累計】R6：約1.4万件 → R7：約1.6万件	・「食べ物の「もったいない！」を探せ！～京都市フードロスチャレンジ」の開設 及び 食品スーパー等を通じた消費者向けの情報発信（R4～）

	No	施策名	施策概要	令和７年度の取組（実績）	令和８年度の取組（計画）
重点施策３　生ごみ（食品廃棄物）対策				・食品ロス削減月間を中心とした「てまえどり」等の周知啓発（H30～） 【取組事業者数】R6：71事業者 → R7：68事業者	・食品ロス削減月間を中心とした「てまえどり」等の周知啓発（H30～）
				（令和8年度新規）	・市民を対象とした資源循環型ライフスタイルへの転換に向けた指針を策定し、プラスチック問題とその対策について、普及啓発を行う。
	③－２	生ごみの資源循環（リサイクル） －家庭系・事業系生ごみのバイオガス化の検討・研究	生ごみからの効率的なエネルギー回収を行うため、今後、新設するクリーンセンターの焼却施設にバイオガス化施設を併設（コンバインド方式）すること及び発生するバイオガスを発電又はガス利用することを検討していきます。 また、地域循環共生圏の形成に向け、生ごみのバイオガス化に伴って発生した発酵残渣の堆肥利用等により、地域振興、活性化に寄与するバイオガス化を核とした分散型の資源循環の仕組みを、京北地域における取組の成果や課題等を踏まえ、研究していきます。	・南部クリーンセンターバイオガス化施設での生ごみ等のバイオガス発電（R1～） 【バイオガス化量】R6：4,411t → R7：3,959t	・引き続き体制を維持し、実施していく
				・京北地域におけるバイオガス化の取組 【実績】R7：33.4トンの生ごみを投入、加水して60トンの液肥を生成、25トンを利用（残りの液肥はR8年度に使用）	・京北地域におけるバイオガス化の取組を継続
		生ごみの資源循環（リサイクル） －事業系生ごみの食品リサイクル推進	事業系生ごみの食品リサイクル推進に向けて、食品リサイクル法の対象事業者にかかわらず、生ごみを排出する事業者に対して、事業者向けのごみ減量・資源循環のための指針や事業者報告書制度を活用し、飼料化や堆肥化等による食品リサイクルの働きかけを行います。 また、飼料や堆肥等のリサイクル製品の需給を一体的に増やしていけるよう、民間事業者と連携・協力し、リサイクルの受け皿の拡充を図ります。	・特定食品関連事業者の減量計画書制度の運用（H23～） 【提出事業者数】R6：92者 → R7：91者 【訪問調査等箇所数】 R6：76か所 → R7：48か所	・特定食品関連事業者の減量計画書制度の運用（H23～）
		生ごみの資源循環（リサイクル） －業者収集ごみの搬入手数料の点検	市焼却施設での事業系一般廃棄物の搬入手数料が、ごみ処理コストや民間の食品リサイクル料金よりも低いことを踏まえ、排出事業者責任の考え方に基づき、民間リサイクルを阻害せず、かつ事業者に過度な負担を強いない適切な搬入手数料のあり方を定期的に点検します。	・手数料の水準となる事業ごみの「手数料算定基礎額」を算出 【手数料算定基礎額】R5：2,139円/100kg	・手数料の水準となる事業ごみの「手数料算定基礎額」を算出 【手数料算定基礎額】R6：2,436円/100kg

	No	施策名	施策概要	令和７年度の取組（実績）	令和８年度の取組（計画）
重点施策４　プラスチック・衣類対策	④－１	プラスチック対策への機運醸成	市民・事業者・行政でプラスチック対策への共通認識を持てるよう、市民・事業者へ周知していくとともに、積極的に対話を促進し、使い捨てプラスチックをはじめとした多種多様な品目ごとにリデュース、リユース、リニューアブルなど、最適な手段でのプラスチック削減の具体策を検討・実施し、プラスチック対策への機運を醸成していきます。 併せて、大学と連携して実施した、市内河川のマイクロプラスチックの実態把握結果等を活用し、マイクロプラスチックをはじめとしたプラスチック問題とその対策について、市民・事業者への啓発を推進していきます。	（令和8年度新規）	・「プラスチック製容器包装の発生抑制モデル事業」の創出 ・「レジ袋削減モデル事業」の創出 ・市民・事業者・有識者等の対話のための協議体の設置・運営
				（令和8年度新規）	・市民を対象とした資源循環型ライフスタイルへの転換に向けた指針を策定し、プラスチック問題とその対策について、普及啓発を行う。
	④－２	使い捨てプラスチックの削減 －容器包装削減やリユース食器利用、素材代替の促進	リユース容器（マイ容器等）利用やはだか売りによる容器包装削減やリユース食器の利用、食器や容器包装のプラスチックからの素材代替（リニューアブル含む）を支援し、使い捨てプラスチックを削減します。	（令和8年度新規）	・「プラスチック製容器包装の発生抑制モデル事業」の創出 ・市民・事業者・有識者等の対話のための協議体の設置・運営
				・各区ふれあいまつり等でのリユース食器導入の費用補助 【補助件数】R6：8件 → R7：9件	・各区ふれあいまつり等でのリユース食器導入の費用補助
				・「2R及び分別リサイクル活動優良賞」でのリニューアブルに係る取組（アメニティグッズのバイオマス素材への変更等）を実施する事業者の表彰及び取組紹介 ・使い捨てカトラリーのバイオマス素材への変更など、各種の対策をまとめた事業者向け「ごみ減量＆資源循環のための指針・事例集」の普及啓発	・使い捨てカトラリーのバイオマス素材への変更など、各種の対策をまとめた指針・事例集の普及啓発 ・事業者報告書制度を通じた取組状況の把握及び事業者の取組促進
				・家庭ごみの有料指定袋にバイオマスポリエチレン（サトウキビの非可食部等から生成）を使用（H29～）	・家庭ごみの有料指定袋にバイオマスポリエチレン（サトウキビの非可食部等から生成）を使用（H29～）
		使い捨てプラスチックの削減 －レジ袋（プラスチック製買物袋）の更なる削減	有料化義務化の対象とならないレジ袋を含め、更なるレジ袋の削減に向け、小売事業者と連携した取組を実施します。	（令和8年度新規）	・「レジ袋削減モデル事業」の創出 ・市民・事業者・有識者等の対話のための協議体の設置・運営
				・事業者報告制度を通じた有料化義務の対象外を含めたレジ袋の配布及び削減に関する取組状況の把握	・事業者報告書制度の集計及び集計結果の概況の公表等を通じた、事業者の主体的なごみ減量・資源循環の取組促進
		使い捨てプラスチックの削減 －ペットボトルをはじめとした使い捨て飲料容器の削減	ペットボトル・プラスチックカップなどの使い捨て飲料容器の削減を進めるため、まちなかや地域イベントへの給水機の設置を民間事業者とも連携して進め、それらの位置情報等を積極的に発信し、マイボトルの利用を促進します。また、マイボトル推奨店舗など使い捨てプラスチックの削減に取り組む事業者を推奨し、事業者の取組を支援します。	・地域イベントにおける給水機の設置及びマイボトル利用の周知啓発 【給水機設置件数】R6：13件 → R7：18件	・地域イベントにおける給水機の設置及びマイボトル利用の周知啓発
				・民間事業者と連携した本市・民間施設への給水機の設置（R1～） 【スポット数】R6：148か所 → R7：151か所	・民間事業者と連携した本市・民間施設への給水機の設置
				・給水スポットの街頭・市HP等での周知啓発（R1～） 【スポット数】R6：148か所 → R7：151か所	・給水スポットの市HP等での周知啓発

	No	施策名	施策概要	令和７年度の取組（実績）	令和８年度の取組（計画）
重点施策４　プラスチック・衣類対策				・マイボトル推奨店の街頭・市HP等での周知啓発(H27～) 【推奨店舗数】 R6：31社・183店舗 → R7：32社・181店舗	・マイボトル推奨店の市HP等での周知啓発
	④－３	プラスチックの資源循環－プラスチック類の分別回収の促進	「プラスチック類」の分別対象となるプラスチックごみの種類や汚れの度合いなどを、市民に分かりやすく丁寧に周知啓発し、分別回収を促進していきます。 また、プラスチック製容器包装との一括回収を開始したプラスチック製品（容器包装以外のプラスチック）について、拡大生産者責任をより重視した制度の構築を国に求めていきます。	・映画館広告「シネアド」を活用した、プラスチック類の適切な排出方法の啓発動画の上映 【動員数】R6：11,426人 → R7：172,212人 【上映作品数】R6：1作品 → R7：4作品	・映画館広告「シネアド」を活用した、プラスチック類の適切な排出方法の啓発動画の上映
				・こごみネット及びYoutubeでの放映 【累計再生回数】14,580回（令和7年度末時点） ・各区・支所待合スペース・イオン洛南ショッピングセンターでの動画放映（6月～3月）	・こごみネット及びYoutubeでの放映継続 ・各区・支所待合スペース・イオン洛南ショッピングセンターでの動画放映（4月～）
				・国に対し、「プラスチック使用製品の製造・販売事業者による費用負担の仕組みの構築及び環境配慮設計・自主回収の更なる促進」を要望	・国に対し、「プラスチック使用製品の製造・販売事業者による費用負担の仕組みの構築及び環境配慮設計・自主回収の更なる促進」を要望
		プラスチックの資源循環－ペットボトルのより質の高い回収・リサイクルの推進	国内におけるペットボトルからペットボトルへの完全循環型のリサイクルの定着に向け、小売業者や収集運搬業者、リサイクル業者等の民間事業者とも連携し、ペットボトルの効率的な回収、高品質なリサイクルを推進します。	・市が収集したペットボトルのボトルtoボトルリサイクルの実施（R6～） 【再資源化量】R6：3,093t → R7：3,082t	引き続き体制を維持し実施していく
				・民間事業者のペットボトル回収（ボトルtoボトルリサイクル）に係る周知啓発（R3～）	・民間事業者のペットボトル回収（ボトルtoボトルリサイクル）に係る周知啓発
	④－４	衣類ごみの発生抑制	衣類の環境負荷やサステナブルファッションについて、市民に十分に周知し機運を醸成し、衣類の適量購入を促進していきます。	・民間事業者が実施する衣類回収にサステナブルファッションに関するパネルを展示（R7.10.28～11.３）	・古着の販売・譲渡会を開催し、サステナブルファッションに関するパネルを展示予定
	④－５	衣類の資源循環	不要になった衣類について、民間事業者とも連携して回収体制を拡充させるとともに、まだ着ることができる衣類は、地域内でのリユースルートを新たに生み出すなど、衣類の循環を促進します。	・民間事業者と連携した衣料品の回収促進（民間回収BOXの周知啓発、回収イベントの実施）	・民間事業者と連携した衣料品の回収促進（民間回収BOXの周知啓発、回収イベントの実施）
				・衣料品自主回収推奨店の拡大・周知啓発（H27～） 【登録店舗数】 R6：9社・40店舗 → R7：9社・40店舗	・衣料品自主回収推奨店の拡大・周知啓発
				（令和8年度新規）	・民間事業者と連携し、リユース可能な古着の販売・譲渡会を6回開催

	No	施策名	施策概要	令和７年度の取組（実績）	令和８年度の取組（計画）
重点施策５　観光ごみへの対応	⑤－１	観光関連事業者の取組促進	観光関連事業者に対し、事業者向けのごみ減量・資源循環のための指針を活用し、観光客の食品ロス削減やごみの分別排出につながる情報を積極的に提供することにより、観光関連事業者による取組を促進します。	・宿泊事業者への啓発・指導 【通報件数】R6：79件　→　R7：83件	・宿泊事業者への啓発・指導
				・事業用大規模建築物の減量計画書制度の運用 【提出件数】R6：2,699件　→　R7：2,704件	・事業用大規模建築物の減量計画書制度の運用
				・京都エコ修学旅行（H28～） 【校数・参加者数（引率者数含む）】 R6：107校・11,732名　→　R7：43校・4677名	・京都エコ修学旅行（H28～）
	⑤－２	散乱ごみ対策の充実	散乱ごみ対策として、観光客へのごみ出しマナーなどの周知、地域の市民等による美化活動への支援等の継続、民間事業者からの寄付によるスマートごみ箱の設置など、地域や事業者との連携による地域の実情に応じた取組を充実させます。	・看板、ポスター、SNS等によるポイ捨て禁止等に関する啓発	・引き続き、啓発を継続
				・「地域と連携した市民生活と観光の調和推進事業補助制度」により、地域の市民等による美化活動等を支援 【支援団体数】R7：3団体	・引き続き、支援を継続
				・民間事業者等からの寄付によるスマートごみ箱の設置(R5.3～) 【設置数】R6：20基　→　R7：32基	・民間事業者等からの寄付によるスマートごみ箱の設置(R5.3～) 【設置数】R7：32基　→　R8：37基
重点施策６	⑥－１	リチウムイオン電池対策	収集運搬車両やごみ処理施設での火災事故の原因となるリチウムイオン電池及び内蔵製品（モバイルバッテリー、電子タバコなど）について、市民の日常生活の動線上（商業施設・公共施設等）に当該製品に特化した回収ボックスの配置を拡充させるとともに、適切に分別排出していただけるよう、周知啓発を徹底します。 また、誤排出によるごみ処理プロセスでの火災リスクが非常に高いため、ごみ処理施設の消火設備増強の継続、諸課題を考慮した安全対策と分別回収できる枠組みを検討します。	・イオン京都洛南ショッピングセンターにおいて、リチウムイオン電池内蔵製品に特化した回収を開始（7月）	・泉涌寺消防出張所において、充電式電池及びリチウムイオン電池内蔵製品に特化した回収を開始 ・イオンスタイル京都五条において、リチウムイオン電池内蔵製品に特化した回収を開始 ・土日祝及び夜間の時間帯まで回収可能な拠点として、図書館及びいきいき市民活動センターに資源物回収拠点を新設
				・市の各種啓発媒体やメディアを活用した、リチウムイオン電池による火災事故等の注意喚起 ・映画館広告「シネアド」を活用した、リチウムイオン電池の適切な排出方法の啓発動画の上映 【動員数】R6：16,795人　→　R7：57,347人 ・市民しんぶんへのリチウムイオン電池関連の注意喚起を掲載 【掲載回数】R6：２回（R6年12月15日号、R7年3月15日号）→　R7：１回（R7年8月1日号） ・消防局との連携によるリチウムイオン電池排出街頭啓発 【実施回数】2回（R7年11月10,11日） ・特に注意が必要なごみの出し方・分け方の配布	・映画館広告「シネアド」を活用した、リチウムイオン電池の適切な排出方法の啓発動画の上映 ・市民しんぶんへのリチウムイオン電池関連の注意喚起を掲載 ・消防局との連携によるリチウムイオン電池排出街頭啓発 ・特に注意が必要なごみの出し方・分け方の配布
				・消火設備増強の状況 ・令和8年1月14日の南部CCごみピット火災を受けて、各CCの火災対策強化を検討	・各CCのごみピットに「AI煙検知システム」の導入及び東北部CCの放水銃の自動化を計画

	No	施策名	施策概要	令和７年度の取組（実績）	令和８年度の取組（計画）
重点施策６　適正処理の確保のためのごみ処理体制の維持・更新				（令和8年度新規）	・大型ごみとして排出された電化製品を破砕することなく収集し、民間の再資源化処理を行う事業者に提供することで、クリーンセンター等での火災リスクの低減を図る
	⑥－２	長寿社会の進展への対応	地域コミュニティや介護支援などの福祉施策等とも連携し、ごみ収集福祉サービスの拡充など、高齢者のごみ出しや分別の支援を充実させます。 また、今後増加が見込まれる紙おむつについては、リサイクル技術の進展や民間リサイクル施設の整備状況を注視していきます。	・まごころ収集（玄関先収集、ごみの排出がない場合の登録連絡先への連絡、インターフォンでの声掛け） 【実施件数】R6：4,930件　→　R7：4,607件	・まごころ収集の要件の緩和等を検討しており、令和9年度からの全市展開を見据え、社会実験を行う地域（学区）を選定し、利用を御希望される世帯数や運用上の課題を把握するための社会実験を実施 【実施期間】令和8年10月1日～令和9年3月31日
				・他自治体の取組状況、民間リサイクル施設の整備状況等の注視	・他自治体の取組状況、民間リサイクル施設の整備状況等の注視
	⑥－３	適切な直営・民間連携によるごみ処理体制の維持・更新	ごみ処理の更なる効率化の観点から、民間連携を進めつつ、災害発生時の迅速な対応も視野に入れ、必要な直営体制を維持するなど、直営と民間連携のバランスが取れた持続可能なごみ処理体制を維持・更新していきます。	・定期ごみ収集の委託率 R6：70%　→　R7：71%	・定期ごみ収集の委託率 R8：73%
				・CCの運営委託関連 ・令和7年4月1日の東北部CCの運転監視業務の委託化をもって全CCの委託化が完了	・引き続き体制を維持し実施していく
	⑥－４	災害廃棄物処理体制の強靭化	平時から使用済み退蔵品の排出等の周知啓発、図上演習や他市町村への災害支援を通じた経験の蓄積、被災家屋の解体・収集運搬・処分等に係る民間団体等との連携強化による災害への備えを進めるとともに、発災時に対応できる人員や機材、仮置場候補地の確保に向けた調査や調整を進めます。 また、埋立処分地の延命策の検討・実施を進めるとともに、発災時における埋立処分の実施に備え、他都市における埋立処分地の整備・運用事例の調査や技術の検討を実施するなど、発災時に迅速かつ適切に対応できる災害廃棄物処理体制の強靭化を図ります。	・環境省等が主催する協議会・研修会への参加（7回） ・災害廃棄物処理に関する庁内研修を実施（1回,19名参加）	・環境省等が主催する協議会・研修会への参加 ・災害廃棄物処理に関する庁内研修を実施 ・図上演習の実施
				・（公社）京都府産業資源循環協会と、災害廃棄物の収集運搬、処理・処分に係る受託可能な業務内容について、詳細を決めるための協議を実施	・（公社）京都府産業資源循環協会と、災害廃棄物の収集運搬、処理・処分に係る受託可能な業務内容について、詳細を決めるための協議を継続
				・災害時におけるオープンスペースの利用希望調査に対し、仮置場候補地として、新たに4箇所の利用希望を回答	・仮置場候補地として活用できるオープンスペースの調査
				・東北部クリーンセンターの焼却灰からの鉄分回収（R5～） 【回収量】R6：536t → R7：869t	引き続き体制を維持し実施していく
				（令和8年度新規）	・他都市における埋立処分地の整備・運用事例の調査や技術の検討を実施